序　　論

都市計画マスタープランの目的と位置付け

１．都市計画マスタープランの概要

今日、社会を取り巻く環境の著しい変化に伴い、市民の生活スタイルや価値観も多様化するとともに、地域における都市づくりが益々重要になっており、その基本方針である都市計画マスタープランは都市計画法で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村が自ら策定することが定められています。

本市では、分権型社会への大きな流れや少子・高齢化社会に対応したゆとりと豊かさ、安全かつ適正なまちづくりを進めるために、平成１６年に都市計画マスタープランを策定し、平成２２年には市町村合併により大滝区も区域別方針に加えた改定を行いましたが、当初計画は目標年次を策定から２０年としていたことから、現在の社会情勢に即した内容に対応すべく、この度見直しを行いました。

都市計画マスタープランは、市の長期計画である「総合計画」や道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとされており、今回の見直しでは平成１６年の当初計画策定時に定めた「将来像と目標」などの基本的な考え方を継承しつつ、上位計画である「第７次伊達市総合計画」や「室蘭圏都市計画（室蘭市・登別市・伊達市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りました。

また、「大滝区」は都市計画区域外ではありますが、都市計画マスタープランを全市域にまたがる一体的な計画とするために引き続き含めております。

なお、人口動態など昨今の社会情勢の変化が大きく、上位計画である総合計画も１０年で見直しを行うこととしていることから、都市計画マスタープランについても目標年次は１０年後の令和１５年とし、計画の内容については必要に応じて見直しを行います。

２．都市計画マスタープランの目的と位置付け

(1) 伊達市都市計画マスタープランの目的

我が国の経済社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化の急激な進展や核家族化の進行、都市と地方との人口格差の広がり、中心市街地の空洞化などの社会現象が問題となっています。

本市においても、今日まで地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきたところでありますが、これまでの状況を見ますとまだ多くの課題が残されています。

さらに、有珠山の噴火や異常気象による災害などへの対応、人口減少社会への対応など、迅速な対応が求められる課題が山積しています。

都市計画マスタープランは、市民と行政などの協働により、まちづくりの課題を整理解消しつつ、第７次伊達市総合計画がめざす将来像「みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち」を踏まえながら、都市計画がめざす将来像の実現のため、総合的かつ計画的なまちづくりの方針を示すものです。

この都市計画マスタープランには、魅力あるまちづくりを積極的に行い、「住んで良かった」と言える素晴らしい郷土をしっかり将来に引き継いでいきたいという思いが込められています。

(2) 伊達市都市計画マスタープランの果たす役割

都市計画マスタープランの主な役割は次の点があげられます。

■ 将来像を実現するため、整備の目標やみちすじを示す役割

本市の現状や市民の意向を踏まえて、都市全体及び地域別の望ましい都市像を実現するため、整備目標や基本的な方策を総合的に示す役割があります。

■ 総合的な都市計画により、望ましい都市像や地域を形成する役割

土地利用や用途地域、都市施設などの都市計画を総合的に進めることにより、望ましい都市像や地域を形成する重要な役割があります。

■　都市計画の決定や変更における方向性を示す役割

市街化区域の見直しや、道路・公園などの公共施設の都市計画における方向性を示す役割があります。

■　市民の理解を深めるとともに、参加を促す役割

都市計画についてわかりやすく示すことは、将来の都市像の実現に向けて、市民の理解を深めるとともに、市民と行政が共通の認識のもとに、協働したまちづくりがより一層促進され、市民の主体的な参加によるまちづくりの意識の高まりを促す役割があります。

■　関係行政機関や事業者に対する本市の都市計画の基本的な方針を示す役割

本市のまちづくりに関し、市のみではなく国や北海道をはじめ、さまざまな民間事業者が関わっており、事業実施にあたっては、この計画をもとに進めてもらう役割があります。

(3) 伊達市都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランの位置付けは次のとおりです。

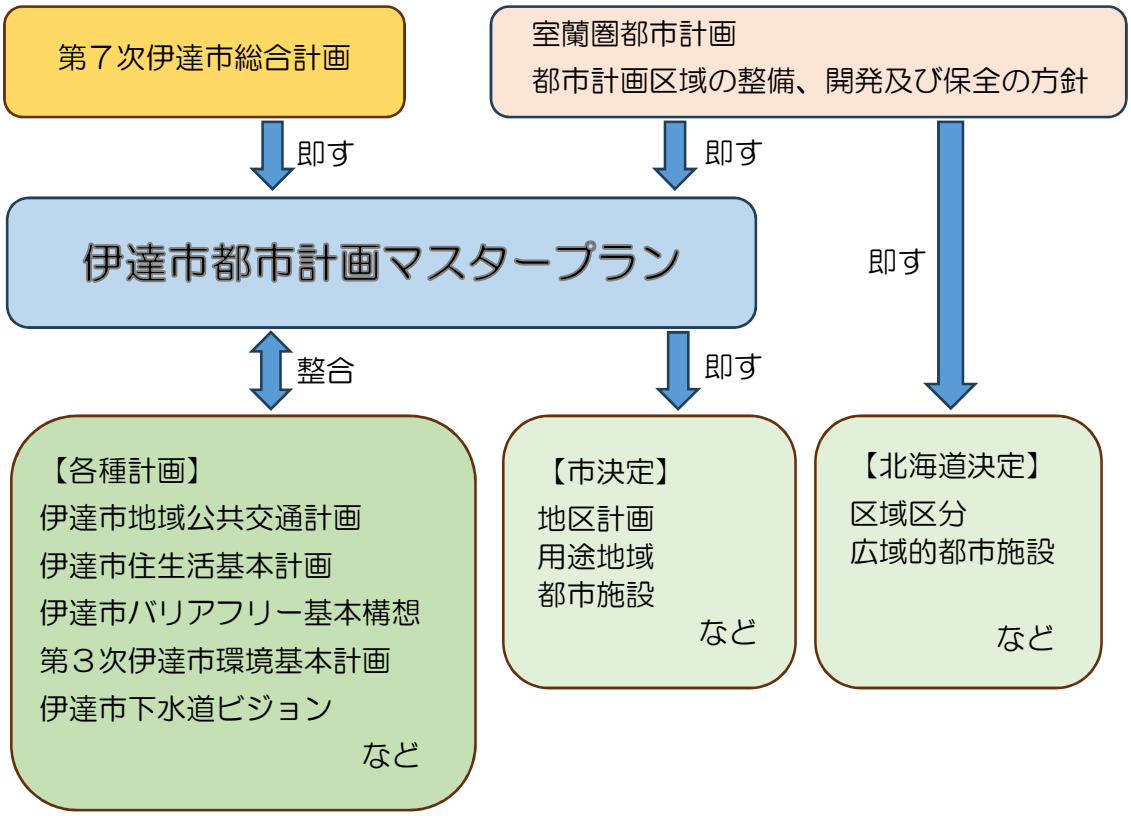

(4) 伊達市都市計画マスタープランの対象範囲

本市は都市計画区域と都市計画区域外とが混在しており、都市計画区域外である大滝区も生活圏が形成されているため、本マスタープランの対象範囲は、市全域とします。

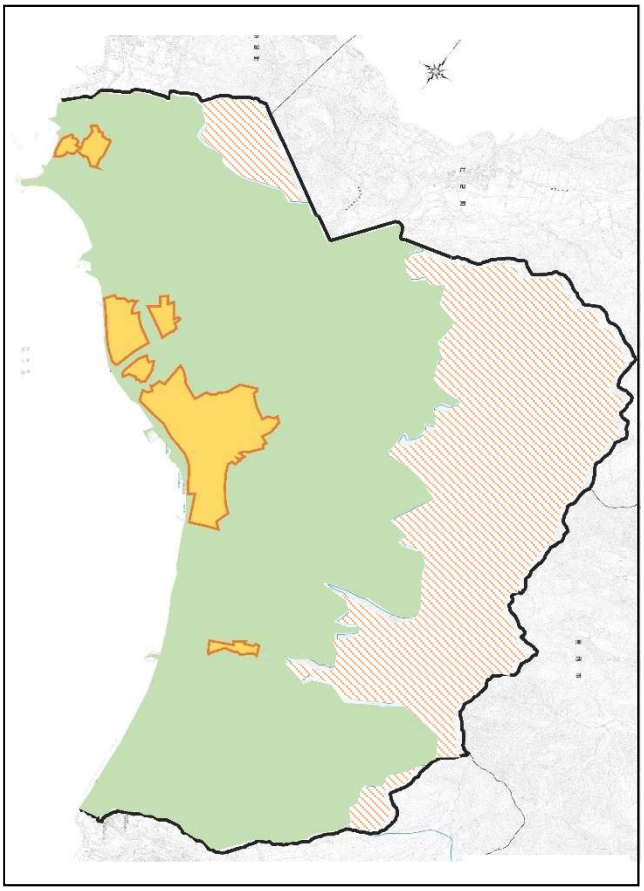

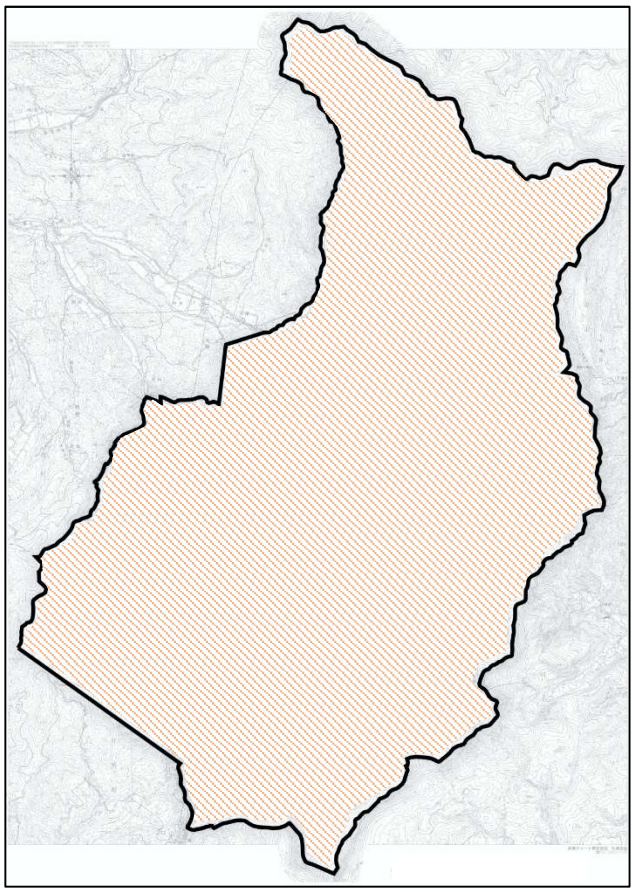

＜凡例＞　行政界

都市計画区域　市街化区域　市街化調整区域

都市計画区域外　（国有林含む）

(5) 計画の期間

今までの計画期間は 20 年間としていましたが、情勢の変化が早く、臨機応変に対応できるようにするため、総合計画の期間にあわせ、10 年後の都市のあるべき姿を目標とし、令和 15 年（2033 年）を目標年次とします。

なお、第７次伊達市総合計画などの見直しなど、情勢の変化に応じて、適宜、都市計画マスタープランの見直しを行っていきます。